

【別紙 4】

競馬活性化計画推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、競馬活性化計画推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、競馬の実施に関する相互の連携の促進その他の地方競馬の活性化に資する方策を実施することにより、第4条に規定する構成員の事業収支の改善を図るための競馬活性化計画の策定及び事業の推進を図ることを目的とする。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため必要な会議等を行い、協議事項について調整し、取りまとめを行う。

2 協議会は、必要に応じて協議事項ごとに関係する構成員等による小委員会を設けることができる。

(構成員等)

第4条 協議会は、競馬法第1条の規定に基づき地方競馬を行う北海道、帯広市、岩手県競馬組合、埼玉県浦和競馬組合、千葉県競馬組合、特別区競馬組合、神奈川県川崎競馬組合、石川県、金沢市、岐阜県地方競馬組合、愛知県競馬組合、兵庫県競馬組合、高知県競馬組合、佐賀県競馬組合をもって構成する。

2 会議の開催に当たっては、地方競馬全国協会、全国公営競馬主催者協議会、関東地方公営競馬協議会、(株)日本レーシングサービス及びその他協議に必要と認められる者をオブザーバーとして参加させることができる。

(協議事項)

第5条 協議会は、競馬活性化計画に関する事項、共同で又は単独で行う事業に係る企画、調整及び運用に関する事項その他第2条に規定する目的を達成するために必要と認められる事項を協議する。

(事務局)

第6条 事務局は地方競馬全国協会企画部及び活性化推進室内に置くものとする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、運営上必要な事項は構成員が協議のうえ定める。

附 則

この規約は、平成17年6月2日から施行する。

この規約は、平成17年11月18日から施行する。

この規約は、平成20年2月25日から施行する。

この規約は、平成25年2月12日から施行する。